

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 四万十川の減災に係る取組方針 (案)

平成28年8月26日

四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会

四万十市、高知県、高知地方気象台、四国地方整備局

## 1. はじめに

協議会設立の背景等や課題、取組の概要を記載

## 2. 本協議会の構成員

四万十川に関する四万十市、高知県、高知地方気象台、  
四国地方整備局の構成員を記載

## 3. 四万十川の概要と主な課題

河川の特徴、昭和10年の災害、昭和38年の災害および  
主な課題、主な取組を記載

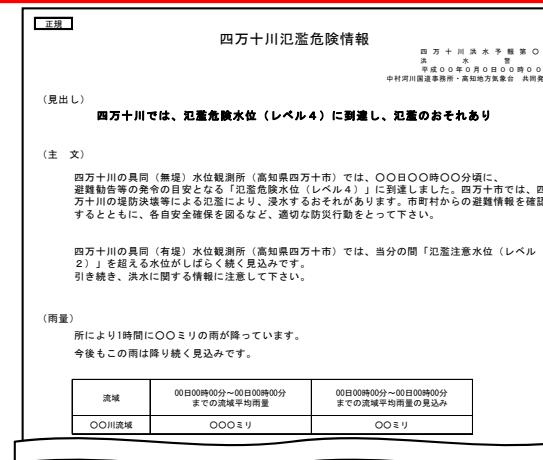
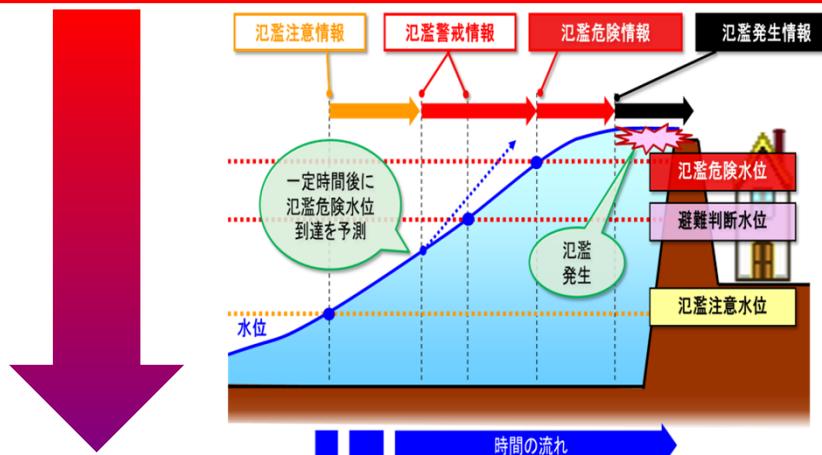
# 4. 現状の取組状況

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項

『想定される浸水リスクの周知』 『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』 『避難勧告等の発令基準』 『避難場所、避難経路』 『住民等への情報伝達の体制や方法』 『避難誘導体制』

### ○現状

- ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。
- ・防災行政無線による避難勧告等の放送、緊急速報メールによる一斉送信、広報車による周知、ウェブサイト等により情報伝達している。



防災行政無線

### ●課題

- ・発表される各種情報の持つ意味が住民には十分認知されていないことが懸念される。
- ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況があり、ウェブサイトから情報が入手できない住民に対し情報が伝わっていないことが懸念される。
- ・地点別浸水シミュレーションの公表ができていない。

# 4. 現状の取組状況

## ②水防に関する事項

『河川水位等に係る情報提供』『河川の巡視区間』『水防資機材の整備状況』『市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応』

### ○現状

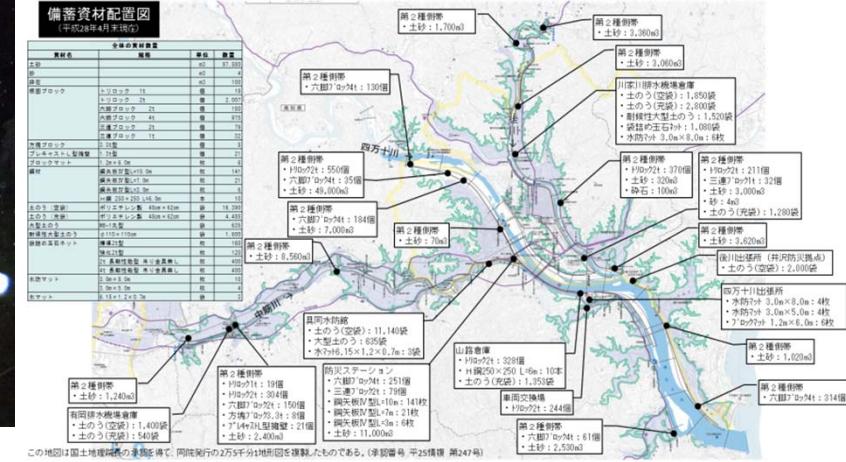
- ・出水期前に、自治体、消防団員と兼任する水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、消防団員と兼任する水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- ・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。また、出水期前に水防連絡会において情報共有している。



河川管理者による河川巡視



水防活動（積み土のう工）



### ●課題

- ・消防団員と兼任する水防団員は、水防活動等の防災に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防・避難支援活動ができないことが懸念される。
- ・現状の水防資機材の配置計画では、想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫に対し、適切な水防活動が行えない懸念がある。

# 4. 現状の取組状況

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

『排水施設、排水資機材の操作・運用』 『既存ダムにおける洪水調節の現状』

## ○現状

- 排水ポンプ車や照明車等の災害対策用機械及び機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。



排水ポンプ車 (150m<sup>3</sup>/min)



照明車 (2KW × 6灯)

## ●課題

- 想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫を想定した排水計画を作成していないため、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。

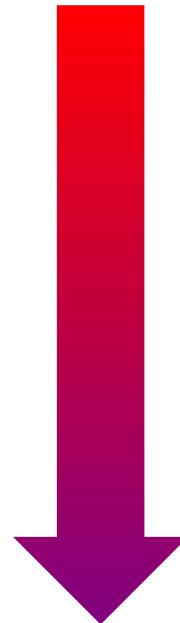
# 4. 現状の取組状況

## ④河川管理施設の整備に関する事項

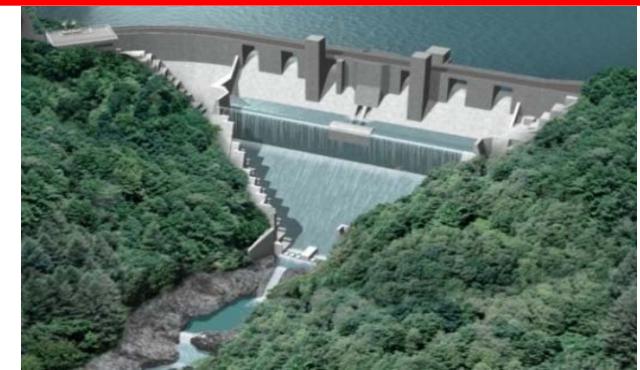
### 『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

#### ○現状

- ・洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて横瀬川ダム建設事業を推進している。また、決壊までの時間を少しでも引き延ばせるよう危機管理型ハード対策を実施している。



堤防整備状況



洪水調節容量  
380万m<sup>3</sup>

利水容量  
320万m<sup>3</sup>

堆砂容量  
30万m<sup>3</sup>

横瀬川ダムの建設

#### ●課題

- ・無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。

## 5. 減災のための目標

### ■ 5年間で達成すべき目標

河川から氾濫した洪水流が滞留する閉鎖型地形の特徴を踏まえ、四万十川で想定しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す

※閉鎖型地形の特徴…山付けや支川の堤防等によって閉鎖された地形で、河川から氾濫した洪水流が滞留し、浸水深が深く、浸水時間が長時間におよぶ

※大規模水害…想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れゼロ…ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水氾濫に対して安全な場所に逃げることができる状態

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

### ■ 上記目標達成に向けた3本柱の取組

四万十川において再度災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
3. 社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

# 6. 概ね5年で実施する取組

## 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 堤防構造の工夫による被害を軽減するための対策
- 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

## 2) ソフト対策の主な取組

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

#### ■情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・渡川流域を対象としたタイムライン(案)の改善・改良と継続した検討
- ・氾濫が発生した場合の浸水区域として対象となる地区名まで表示した洪水予報文の改良
- ・想定最大規模の降雨に伴う浸水想定区域の指定及び家屋倒壊等氾濫想定区域、地点別浸水シミュレーションの公表・周知
- ・大規模水害を対象とした避難計画（広域避難含む）の作成及び避難場所の設定
- ・河川カメラのリアルタイム映像の情報提供箇所の拡大やプッシュ型情報の発信
- ・情報発進時の「危険度を色分けした時系列」表示及び「警報級の可能性」についての改善
- ・防災行政無線の難聴地域の解消
- ・放送内容の事後確認システムの周知及び市政情報メールの活用・登録推進

#### ■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・想定最大規模の降雨に伴う洪水を対象とした洪水ハザードマップの作成・周知
- ・首長も参加した出水時の対応を確認するセミナー及び洪水リスクが高い区間についての共同点検
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の支援（市・県・国・警察・消防・鉄道・バス・介護施設等の関係機関が合同で実施）
- ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成
- ・洪水浸水想定区域内の全地区を対象とした出前講座の実施
- ・小中学校における水災害教育を実施
- ・ダム操作に関する地元関係者への周知

# 6. 概ね5年で実施する取組

## 2) ソフト対策の主な取組

### ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

#### ■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・消防団員と兼任する水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施
- ・水防連絡会等による消防団員と兼任する水防団等との洪水リスクの高い区間の共同点検
- ・水防活動を効率的・効果的に行うための重要水防箇所の見直し
- ・想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫を想定した水防資機材の配置計画の検討
- ・自主防災組織等の水防・避難支援活動への参画を促進し、関係機関が連携した水防訓練等の実施

#### ■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の支援（市・県・国・警察・消防・鉄道・バス・介護施設等の関係機関が合同で実施）（再掲）

### ③社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

#### ■排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- ・氾濫水を迅速に排除するため、排水施設情報の共有、排水手法等の検討を行い、想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫を想定した排水計画の作成
- ・関係機関と連携した排水訓練の実施
- ・排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の検討
- ・相ノ沢川総合内水対策計画に基づくソフト対策

# 洪水を河川内で安全に流す対策

四万十川 具同・入田箇所の堤防断面確保、古津賀箇所の河道掘削、井沢箇所の堤防断面確保、  
下田箇所の堤防嵩上げ、初崎箇所の堤防整備

【平成28年度～平成32年度：四国地整】

中筋川 横瀬川ダムの建設

【平成31年度：四国地整】



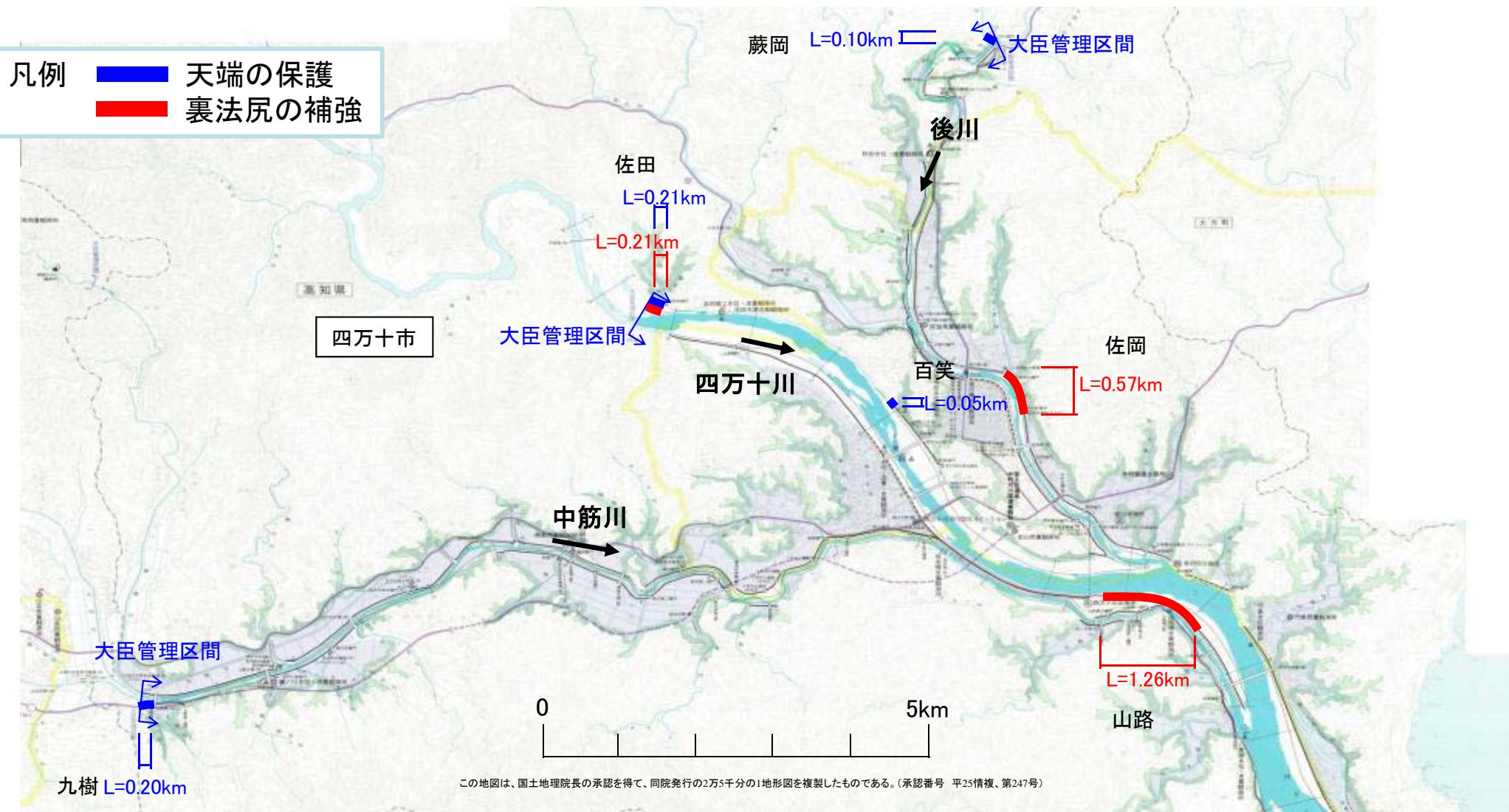
# 堤防構造の工夫による被害を軽減するための対策

四万十川 佐田箇所の堤防天端の保護及び法尻の補強、百笑箇所の堤防天端の保護、山路箇所の堤防法尻の補強

後川 蕨岡箇所の堤防天端の保護、佐岡箇所の堤防法尻の補強

中筋川 九樹箇所の堤防天端の保護

【～平成32年度：四国地整】



# 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○避難行動に必要なCCTVカメラを夜間監視可能な高感度カメラに更新

【平成29年度～：四国地整】

○排水ポンプ車作業ヤードの整備

【平成31年度～：四万十市、四国地整】

○相ノ沢川総合内水対策計画に基づくハード対策

【平成28年度～：四万十市、高知県、四国地整】

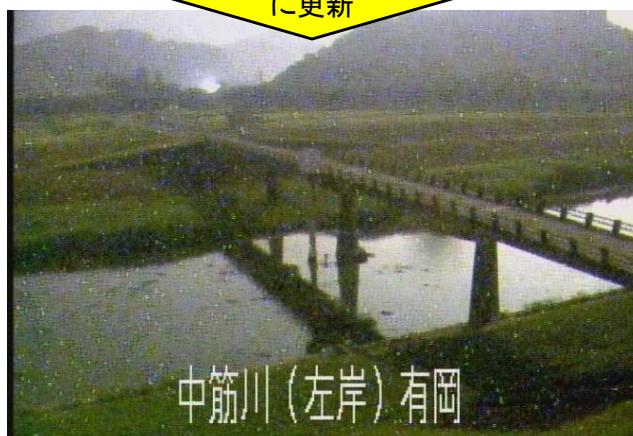
避難行動に必要なCCTVカメラを  
夜間監視可能な高感度カメラに更新



中筋川（左岸）楠島

夜間監視が不可能なCCTVカメラ映像(23時現在)

高感度カメラ  
に更新



中筋川（左岸）有岡

夜間監視が可能なCCTVカメラ映像(23時現在)

排水ポンプ車作業ヤードの整備



排水ポンプ車作業ヤード整備(清水川樋門)

相ノ沢川総合内水対策計画に基づく  
ハード対策



楠島川放水路  
の排水樋門の  
新設など  
(四国地整)



相ノ沢川、楠  
島川の河川改  
修、楠島川の  
放水路新設な  
ど(高知県)



自由ヶ丘ニュータウン調整池

雨水貯留施設の  
有効活用など  
(四万十市)

# 情報伝達、避難計画等に関する取組

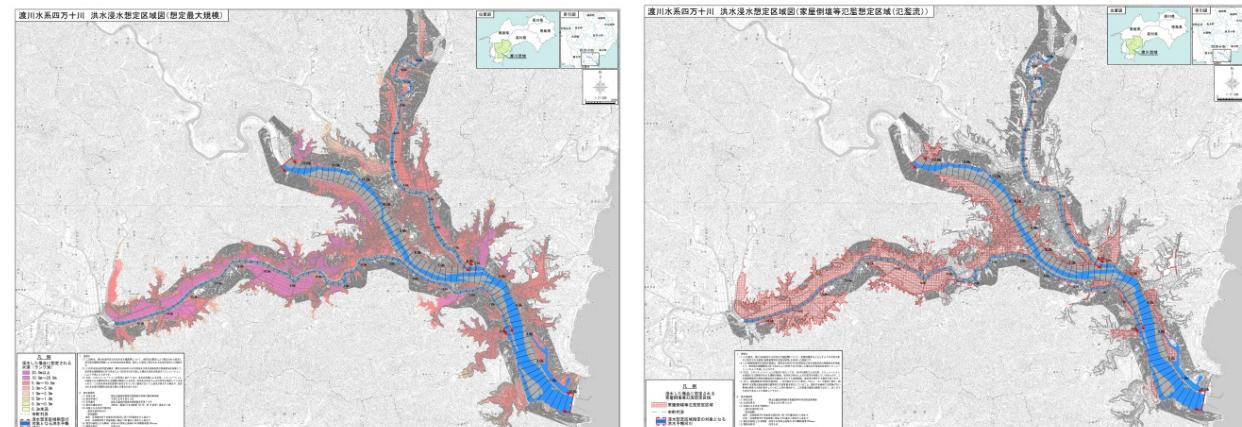
- 渡川流域を対象としたタイムライン（案）の改善・改良と継続した検討 【平成28年度～：協議会全体】
- 氾濫が発生した場合の浸水区域として対象となる地区名まで表示した洪水予報文の改良 【平成28年4月：高知地方気象台、四国地整】
- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び家屋倒壊等氾濫想定区域、地点別浸水シミュレーションの公表・周知 【平成28年度：四国地整】
- 大規模水害を対象とした広域避難計画の作成及び避難場所の設定 【平成29年度：四万十市、四国地整】
- 河川カメラのリアルタイム映像の情報提供箇所の拡大やプッシュ型情報の発信 【平成29年度：四国地整】
- 情報発信時の「危険度を色分けした時系列」表示及び「警報級の可能性」についての改善 【平成29年5月：高知地方気象台】
- 防災行政無線の難聴地域の解消 【平成32年度：四万十市、四国地整】
- 放送内容の事後確認システムの周知及び市政情報メールの活用・登録推進 【平成28年度～：四万十市、四国地整】

## 渡川流域を対象としたタイムライン（案）の改善・改良と継続した検討



第2回渡川流域を対象としたタイムライン検討会(H27.3.16)

## 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び家屋倒壊等氾濫想定区域、地点別浸水シミュレーションの公表・周知



想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(四万十川)

想定最大規模降雨による家屋倒壊等氾濫想定区域図(四万十川)

# 情報伝達、避難計画等に関する取組

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び家屋倒壊等氾濫想定区域、地点別浸水シミュレーションの公表・周知

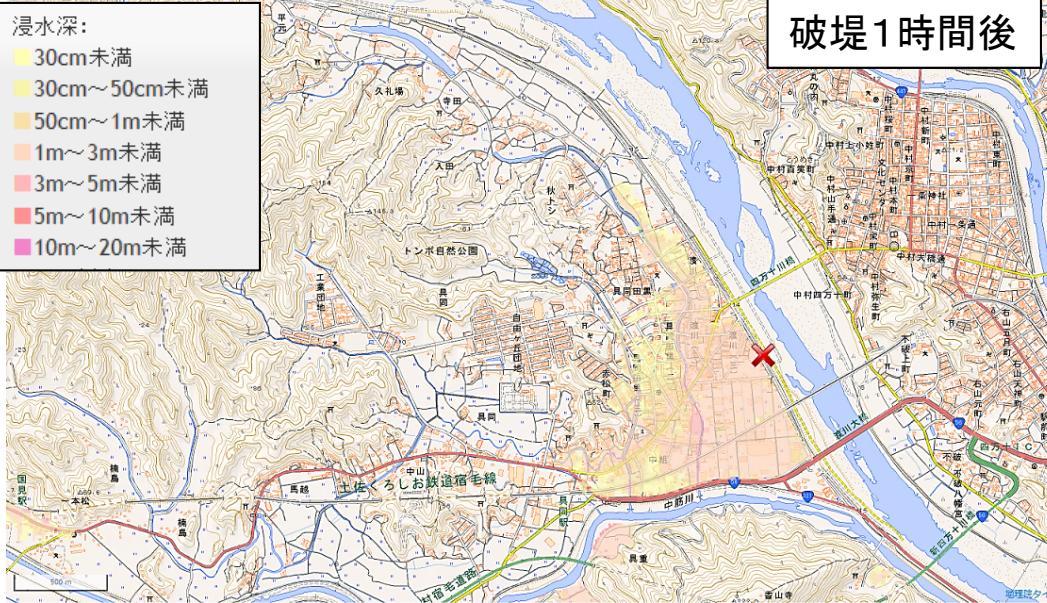
洪水規模：想定最大規模降雨

破堤点：Shimanto9.2kR

表示時刻：破堤60分間後

**破堤1時間後**

- 浸水深：
- 30cm未満
  - 30cm～50cm未満
  - 50cm～1m未満
  - 1m～3m未満
  - 3m～5m未満
  - 5m～10m未満
  - 10m～20m未満



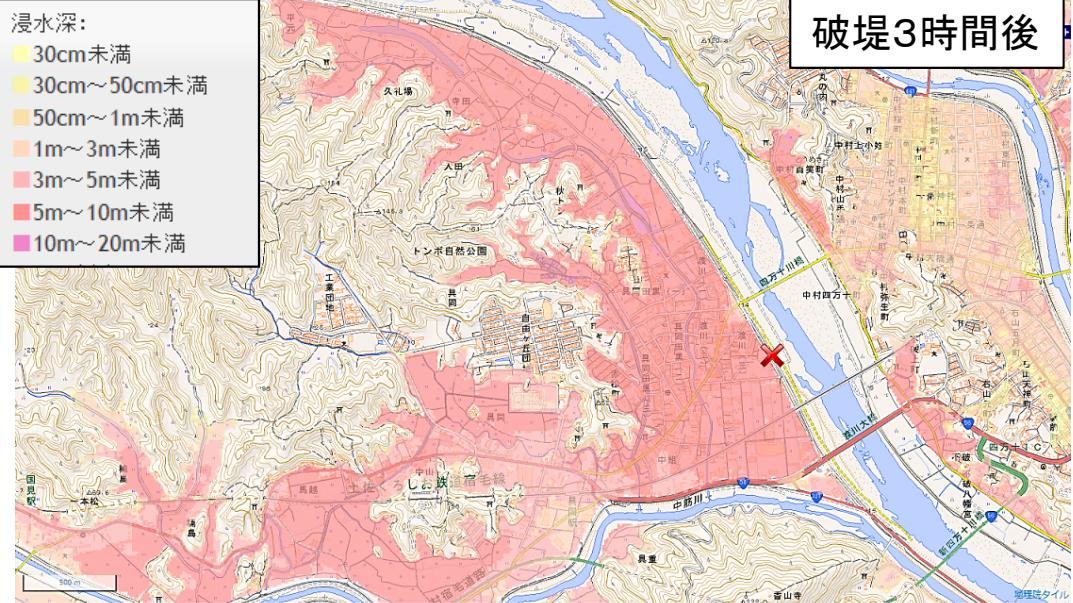
洪水規模：想定最大規模降雨

破堤点：Shimanto9.2kR

表示時刻：破堤3時間後

**破堤3時間後**

- 浸水深：
- 30cm未満
  - 30cm～50cm未満
  - 50cm～1m未満
  - 1m～3m未満
  - 3m～5m未満
  - 5m～10m未満
  - 10m～20m未満



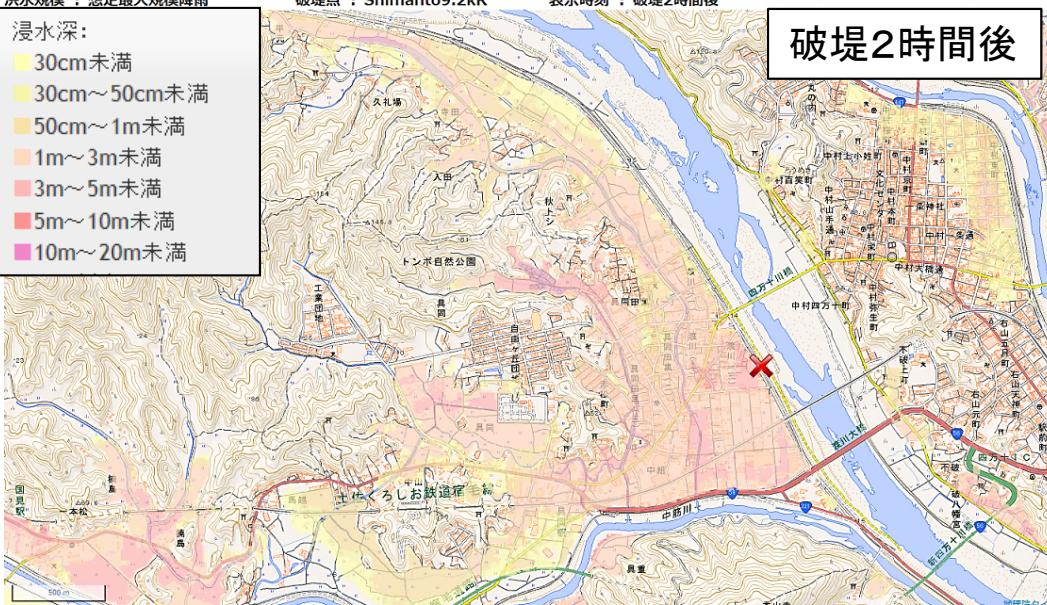
洪水規模：想定最大規模降雨

破堤点：Shimanto9.2kR

表示時刻：破堤2時間後

**破堤2時間後**

- 浸水深：
- 30cm未満
  - 30cm～50cm未満
  - 50cm～1m未満
  - 1m～3m未満
  - 3m～5m未満
  - 5m～10m未満
  - 10m～20m未満



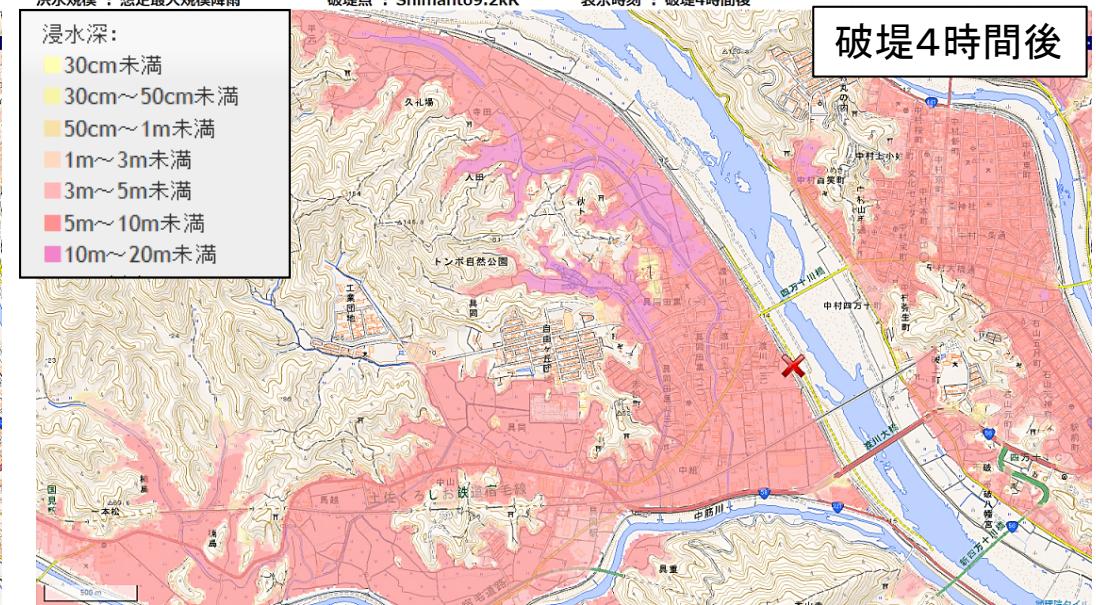
洪水規模：想定最大規模降雨

破堤点：Shimanto9.2kR

表示時刻：破堤4時間後

**破堤4時間後**

- 浸水深：
- 30cm未満
  - 30cm～50cm未満
  - 50cm～1m未満
  - 1m～3m未満
  - 3m～5m未満
  - 5m～10m未満
  - 10m～20m未満



地点別浸水シミュレーション図(洪水規模:想定最大規模降雨、破堤点:四万十川右岸9.2k)

# 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの作成・周知

【平成29年度：四万十市、四国地整】

○首長も参加した出水時の対応を確認するセミナー及び洪水リスクが高い区間についての共同点検

【毎年出水期前：四万十市、高知県、四国地整】

○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の支援（市・県・国・警察・消防・鉄道・バス・介護施設等の関係機関が合同で実施）

【順次実施：四万十市、高知県、四国地整】

○効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成・配付

【順次実施：協議会全体】

○洪水浸水想定区域内の全地区を対象とした出前講座の実施

【平成28年度～：協議会全体】

○小中学校における水災害教育を実施

【順次実施：協議会全体】

○ダム操作に関する地元関係者への周知

【毎年出水期前：四国地整】

首長も参加した出水時の対応を確認するセミナー及び洪水リスクが高い区間についての共同点検



洪水浸水想定区域内の全地区を対象とした出前講座の実施



小中学校における水災害教育を実施



四万十市の水防を担当する職員を対象とした防災情報の提供等に関する説明会(H27.10.26)

住民への防災情報・避難勧告等の説明(H28.6.4)

八東小学生への防災教育の実施(H28.2.15)

# 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○消防団員と兼任する水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施

【毎年出水期前：四万十市、高知県、四国地整】

○水防連絡会等による消防団員と兼任する水防団等との洪水リスクの高い区間の共同点検

【毎年出水期前：四万十市、高知県、四国地整】

○水防活動を効率的・効果的に行うための重要水防箇所の見直し

【平成29年度：四国地整】

○想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫を想定した水防資機材の配置計画の検討 【平成29年度：四万十市、四国地整】

○自主防災組織等の水防・避難支援活動への参画を促進し、関係機関が連携した水防訓練等の実施

【毎年出水期前：四万十市、高知県、四国地整】

水防連絡会等による消防団員と兼任する水防団等  
との洪水リスクの高い区間の共同点検



洪水リスクが高い区間についての共同点検(H28.5.24)

自主防災組織等の水防・避難支援活動への参画を  
促進し、関係機関が連携した水防訓練等の実施



水防訓練・水防技術講習会(H27.5.31)



# 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

## ○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の支援（市・県・国・警察・消防・鉄道・バス・介護施設等の関係機関が合同で実施）（再掲） 【順次実施：四万十市、高知県、四国地整】

### 第 11 節 要配慮者対策

市は、要配慮者への支援対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点への配慮を行い検討を進めます。

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って要援護者について整理すると、以下のとおりです。

ア 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者

イ 避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者

ウ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」といいます。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供します。

また、現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、市は本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供します。

#### 1 在宅等の避難行動要支援者等への支援

##### (1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会を避難支援等関係者とします。

##### (2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

要配慮者の中には、医療機関や福祉施設で入院・入所している者、家族と同居しており日常的に支援を受けることができる者、支援を受けなくても本人避難が可能な者が含まれています。避難行動要支援者は、要配慮者のうち、このような者を除いた、災害が発生し、又は発生する恐がある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速に避難の確保を図るために特に支援を必要とする者であり、次のいずれかに該当する者とします。

ア 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳Aを所持する者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

オ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者、市の福祉サービスを受けている者

カ その他上記に該当しない者で、本人等から避難行動要支援者名簿への登録、希望の申出のあつた者で、市長がその必要を認めた者

本市では、避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿に登録し、名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとします。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととします。

##### (3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努めます。

また、市が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求めます。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法第49条の10に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にします。

##### (4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保ちます。

##### (5) 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じます。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

イ 災害対策基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること

ウ 施設可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること

エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するように指導すること

カ 名簿情報の取扱状況を報告させること

キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

##### (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人一人に的確に伝わるようにすること

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

ウ 高齢者や障害者等に合った必要な情報を選んで流すこと

エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること

##### (7) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿は避難行動要支援者の避難を支援しますが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となります。

##### (8) 住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討します。

##### (9) 市における支援体制の確立

災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握を行います。そのため情報共有し、避難支援計画等の避難誘導体制の整備に努めます。また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要

配慮者に配慮した計画を策定します。

#### 2 社会福祉施設等における防災対策

##### (1) 実態把握と継続的な防災対策

施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取組みます。また、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取組みます。

##### (2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、施設の耐震化に努め、高台への移転や建て替えを検討します。立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

○火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

○非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

○垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備等

また、危険物の管理や家具・書棚等の転倒防止対策等の安全管理に努めます。

##### (3) 施設入所者の避難対策

夜間・休日における災害の発生や状況によっては、施設入所者が2度避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成します。また、夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練や、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施します。消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進めます。

長期的な避難が必要な場合、入所者一人ひとりについて、他事業者等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。また、広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努めます。

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。また、各施設は、他事業者等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

##### (4) 防災関係機関との連携

要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め施設管理者との連絡体制を確立します。また、消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。

**出典：四万十市地域防災計画（一般災害対策編）**

**（平成28年4月一部修正）**

**四万十市防災会議**

**P25～27**

# 排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- 氾濫水を迅速に排除するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫を想定した排水計画の作成  
【平成30年度：四万十市、四国地整】
- 関係機関と連携した排水訓練の実施  
【毎年出水期前：四万十市、高知県、四国地整】
- 排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の検討  
【平成30年度：四万十市、四国地整】
- 相ノ沢川総合内水対策計画に基づくソフト対策  
【平成28年度～：四万十市、高知県、四国地整】

氾濫水を迅速に排除するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、想定最大規模の降雨に伴う洪水氾濫を想定した排水計画の作成



中筋川における内水排除対策状況(H26.6.4)

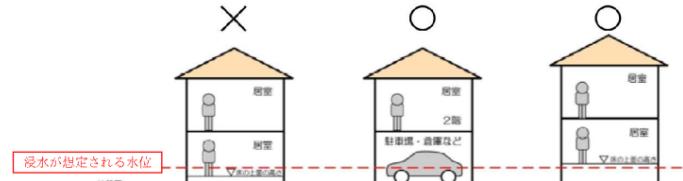
## 関係機関と連携した排水訓練の実施



排水訓練状況(H28.6.9)

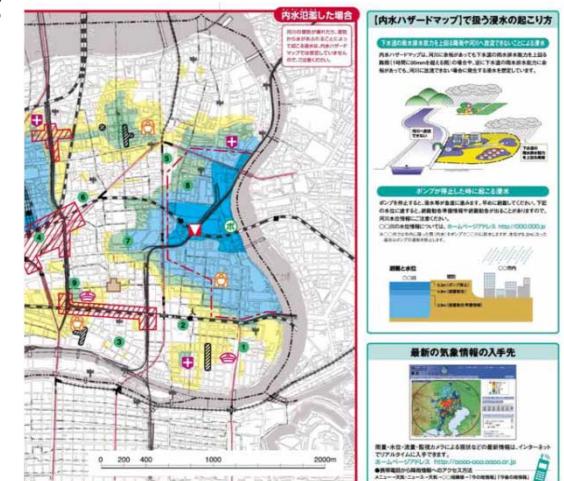
## 相ノ沢川総合内水対策計画に基づくソフト対策

条例等による土地利用に関するルールづくり



【住家の建築における規制のイメージ】

内水ハザードマップの公表、浸水表示板の設置など



【内水ハザードマップの作成例】

出典：内水ハザードマップ作成の手引き(案) 17

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。